

## 議 事 概 要

|         |                                             |
|---------|---------------------------------------------|
| 会 議 名   | 令和 6 年度第 3 回肝付警察署協議会                        |
| 会 議 日 時 | 令和 7 年 2 月 7 日（金） 午後 3 時 00 分 ～ 午後 5 時 00 分 |
| 会 議 場 所 | 肝付地区交通安全協会会議室                               |
| 出 席 者   | 1 協議会 会長以下 7 人<br>2 警察署 署長以下 8 人            |

## （会議の概要）

## 1 会 次 第

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 協議

ア 肝付警察署管内の治安情勢と取組状況の説明  
 イ 署長から協議会委員への諮問、協議会委員の答申等  
 ウ 委員からの意見・要望・質疑

- (4) 「速度取締りの指針」の説明
- (5) 警察業務の紹介
- (6) 閉会

2 肝付警察署管内の治安情勢と取組状況の説明  
委員からの質疑等なし。

## 3 署長から協議会委員への諮問、協議会委員の答申等

## 【署長】

「高齢者が被害者とならないための方策」について諮問いたします。  
 依然として、高齢者被害のうち電話詐欺が後を絶ちません。全国では、一人暮らしの高齢者を狙った闇バイト絡みの強盗、殺人等の凶悪事件も発生しています。

また、県内で発生した交通死亡事故の当事者は、6割以上が65歳以上の高齢者であるほか、当署管内では、自宅や入所中の高齢者施設から抜け出し、所在が分からなくなる高齢者行方不明事案が複数件発生しています。

現状、警察で実施している高齢者の被害防止策としましては、「高齢者に対する防犯・交通安全教室」、「交番・駐在所勤務員による巡回連絡時における個別指導」、「自治体への防犯・交通安全の情報提供と広報依頼」、「高齢者支援を行う機関・団体との情報交換、連携」等です。

そのほか、安全運転管理協議会や社会福祉協議会、地域ボランティアによる「ながら見守り」活動が実施されています。

委員の皆様から、高齢者が被害者とならないための有効な活動・方策について、御意見、御要望等あれば何でも結構ですので賜りたいと思います。忌憚のない御意見をお願いいたします。

## 【委員】

町の施設において、住民の方を対象としたスマートフォン教室が開催されていますが、中には高齢者の方も出席されておられるので、スマートフォンの操作を勉強しながら、そのような場を活用した防犯・交通安全指導、広報啓発のチラシ配布等は効果的であると思います。

## 【委員】

高齢者に対しては、優しさと思いやりをもって、取り組んでいただきたいと思います。

## 【署長】

貴重な御意見ありがとうございました。主催者への働き掛けや協力依頼等今後の取組として検討させていただきます。

## 4 委員からの意見・要望・質疑

- (1) 前回（第 2 回）の要望等に対する取組結果報告

## 【委員：前回要望】

肝付警察署では、パトカーでの巡回アナウンスや肝付町役場の防災無線により、事件・事故の発生等の放送をさせていただいておりますが、特に交通事故防止のために、

「信号を無視をする。」、「運転中に携帯電話を使用している。」、「信号機のない横断歩道を渡ろうとしている人がいても8割の車が止まらない。」などの交通違反が多いことを例に挙げ、「交通ルールを守りましょう。」などの放送を、肝付町の協力をいただき放送回数を増やせないでしょうか。

交差点で、左折のみの矢印と、直進と右折の組合せの矢印のあるレーンを直進する際、右折待ちしている車両を避けて左折のみのレーンを直進すると交通違反となるのでしょうか。

【交通課長】

当署では、継続して事故実態・分析に基づいた交通安全広報や指導取締りを実施しております。

令和6年中、自治体の防災無線による広報依頼は、肝付・東串良両町に10回依頼し、交通事故抑止の広報をしていただきました。

交番・駐在所が発行するミニ広報紙でも、管内の交通事故の実態や横断歩行者保護について掲載し、広報を実施しております。

また、7月から実施している子供の声による広報は、12月に波野小学校のほか内之浦、岸良及び東串良町の児童に協力をいただき広報メッセージを収録し、年末の広報から活用しております。

交通安全講話に関しましては、管内事業所、各地区公民館高齢者長寿大学において、車の運転時、走行時の注意点等の教育を実施し、交差点の安全通行、改正道路交通法等の説明を実施しております。

本年1月23日には、波野小学校校庭で交通安全ナイトスクールを実施しました。

昨年、県内では、夜間の交通死亡事故が増加したこともあり、今回は、歩行者又は運転者の立場で幅広い世代の方に受講していただきました。

受講した児童、保護者、学校教員からは、「このような講習は、あまり機会がないので定期的に実施してもらいたい。」、「全児童に体験してもらいたい。」などの反響がありました。

ほか、110番の日に合わせたキャンペーンに際し、高山柔道スポーツ少年団の協力をいただき、ドライバーへ交通安全を呼び掛けるチラシの配布を行いました。

交通指導取締りについては、交通事故抑止のため、横断歩行者妨害、携帯電話使用、信号無視や一時不停止といった違反の取締りのほか、通学路において速度取締りを実施しております。

【委員】

ナイトスクールを知らない人が多いと思う。幅広い世代のたくさんの方々に体験していただくため広報して実施の回数を増やしてほしい。

【委員：前回質問】

「こども110番の家」に協力したいのですが、どのような手続を行えばよいのでしょうか。

【生活安全刑事課長】

第2回協議会后、委員の御協力により簡易郵便局を「こども110番の家」に委嘱させていただきました。

前回、「こども110番の家」のほか、当署管内の独自の取組として、防犯協会や安全運転管理協議会の協力を得て、「交通安全・防犯ながら見守り活動中」のマグネットシートの御提供を賜り、ながら見守り活動を実施していただいております。同取組は、「移動式こども110番の家」としての機能も有していることなどを紹介いたしました。

その後、内之浦小学校PTAが自主的に「ながら見守り活動隊」を結成し、「ながら見守り活動中」のシートを車両に貼って児童等の見守り活動を実施しているほか、きもつきロータリークラブ会員の各事業所が、「ながら見守り活動」に賛同していただくなど、活動拡大を図っております。

今後関係機関の協力支援をいただきながら、更なる普及拡大に努めてまいりたいと考えています。

## (2) 今回（第3回）の意見・要望・質疑

【委員】

交差点等の白線が消えているところが多いです。

肝付町のコスモス高山店前の白線も消えており、直進、右折の通行区分がわからず、前方からの直進車と交通事故になりそうになりました。

【交通課長】

委員から御意見のあった白線は、車両通行帯境界線で、右折や直進等の車両が通行する通行帯を区分したものです。

安全な通行のためにも、視認性の悪くなった表示については、早期に補修する必要があると認識しております。

摩耗程度や交通量、通学路であるなど、補修の必要性に優先順位を付け警察本

部へ補修上申をしております。

補修上申後、警察本部において、全県下の補修箇所から優先して実施する場所を選定するため補修に時間を要することもあります。御理解いただきたい。

【委員】

知人から、危険な目に遭ったと聞いたものです。

白線が消えているところは、確かに多いと思いますので早めの改善をお願いします。

【委員】

シニアカーの使用者が、急に右折したり道路を横断するのを見掛けるので、交通安全教室を実施してほしいです。

【交通課長】

シニアカーとは「電動車いす」と呼ばれ、障害のある方や高齢者が移動の手段として用いる運転免許のいない乗り物で、道路交通法上、歩行者と見なされるものです。

そのため、道路を通行する際は、「歩行者の通行方法等」に従って通行しなければならないこととなります。

シニアカーの利用者数は、肝付町役場及び東串良町役場に照会しましたが、シニアカー購入の助成を行っていないことから、利用者や台数は把握されておりました。

しかし、肝付警察署管内においてシニアカーを利用されている方を数人見掛けますし、県内においても、委員御指摘のとおり、安全確認不足や無理な横断による交通事故が発生しています。

当署としましては、シニアカーを利用されている方に対して、街頭等において安全利用の声掛けを行っているところでありますが、今後、自治体や普及協会等と連携し、講習会を開催するなど、安全運転を呼び掛けてまいります。

【委員】

シニアカーを利用している方の中には、周囲を確認することなく突然進路変更するなど危険な運転をされる方もおりますので、交通事故を起こさない、遇わないように講習会等で安全運転を指導してほしいです。

社会福祉協議会と協力して実施してみてもいかがでしょうか。

錦江町では、子供に対して「自転車乗車許可証」みたいなものを交付していると聞きましたが、シニアカー利用者に対しても許可証みたいなものを交付すれば安全運転に心掛けるのではないのでしょうか。

【委員】

教育委員会や学校から保護者宛に送られるメールに、教育委員会と連携して、不審者情報等を送ることはできないでしょうか。

【生活安全刑事課長】

以前、保護者メールで不審者情報等を提供することについて教育委員会に意見を伺ったことがあります。情報が多すぎる場合等、学校側が緊急で確実に保護者に伝えたい案件が見落とされるデメリットがあるとの意見がありました。

保護者メールについては、学校が認知した不審者情報を学校の判断によりメールで配信する場合もあるようですが、もっと詳しい情報を知りたい場合は、「県警あんしんメール」により不審者情報を配信していますので、「県警あんしんメール」を利用していただく方法があります。

「県警あんしんメール」の情報の内容は、「声掛け」、「つきまとい事案」、「公然わいせつ事案」、「強盗等重要又は特異な犯罪発生の情報」、「うそ電話詐欺の発生及び被害防止情報」、「高齢者等の行方不明事案情報」、「防犯パトロール等に有益な情報」等です。

「県警あんしんメール」は、登録料や会費はなく、誰でも登録することができます。

保護者メールよりも、幅広く不審者情報、防犯情報を受信されたい保護者もいらっしゃると思いますので、引き続き、「県警あんしんメール」についても、学校・PTA等に対する広報を推進したいと考えております。

【委員】

最近、詐欺被害についてもよく聞くので、保護者メールでも被害防止について広報できればと思っています。

## 5 警察業務の紹介

署員による逮捕術訓練を視察

備 考